

心理判定嘱託員（非常勤嘱託員）の募集

1 業務内容

とちぎりハビリテーションセンター相談支援部において、主に知的障害者の福祉に関して、家庭や行政機関・施設等からの相談に応じるとともに心理判定を行う業務です。

平成30年度より、とちぎりハビリテーションセンターの地域独立行政法人化に伴い、相談支援部は県の機関として名称が変更となる見込みです。

2 募集人員 2名

3 勤務条件

給与月額	158,650円（平成29年度実績）
通勤手当	県の規定により支給
勤務時間	週29時間
勤務期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで （年度ごとに最長5年まで更新される場合があります）
社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入

4 応募資格

- (1) 学校教育法に基づく大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成30年3月31日までに卒業見込みの者を含む）

※臨床心理士資格の有無は問いません。

- (2) 次のいずれかに該当する者は、応募できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募手続

- (1) 応募者は、応募・問い合わせ先の担当者あてにお電話の上、履歴書（市販の様式で可）を持参又は郵送してください。

- (2) 面接は随時実施します。日程調整は電話で行いますので、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。なお、採用予定者が決まり次第募集を締め切ります。

6 応募・問い合わせ先

とちぎりハビリテーションセンター 相談支援部 相談支援課 担当：島田

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1 TEL 028(623)7010